

(別紙)

審 査 基 準

(適合判定基準)

審査項目	審査の視点
1. 事業開始年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月31日までに特定施設入居者生活介護の指定を受け、確実に事業を開始できるか。
2. 実現性等	<ul style="list-style-type: none"> 応募者が法人設立予定の場合は、法人の概要及び設立時期等が明確であり設立の確実性が見込めるか。
	<ul style="list-style-type: none"> 応募者が既存法人である場合には、最新の貸借対照表において債務超過になっておらず、また、最近の損益計算書が黒字であるなど、経営に安定性があるか。 応募者が介護保険サービス事業者である場合は、県監査等の指摘事項が改善済みまたは運営に関して重大な問題を起こしたことがないか。
3. 事業予定地	<ul style="list-style-type: none"> 用地は、原則として設置運営者の所有地であるか。借地の場合は地権者から確約を得ているか。また、施設の長期の運営が保障されるための適切な措置（30年間以上の地上権等の設定）を取る予定であるか。
	<ul style="list-style-type: none"> 用地には抵当権等が設定されていないか。抵当権が設定されている場合には、被担保債権が当該施設に係るものを除き、その解除の確約が得られているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る指定区域又は指定が見込まれる区域ではないか。 指定区域又は指定が見込まれる区域の場合は、避難計画が作成されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 隣接土地所有者等の同意は得られているか。又は得られる見込みがあるか。 法令による規制の問題はないか。 (農地法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、消防法、景観条例等)
4. 施設設備・ 人員基準等	<ul style="list-style-type: none"> 建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。
	<ul style="list-style-type: none"> 一時介護室※、浴室、便所、食堂及び機能訓練室※を有しているか。(※＝代替室、スペースが確保されている場合は当該室を設けなくとも可)
	<ul style="list-style-type: none"> 介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」第219条第4項で定める基準を満たしているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 「山梨県有料老人ホーム設置運営指導指針」第8 既存建築物等の活用の特例に該当しない建物等であるか。
	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の員数が「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」を満たす計画となっているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 管理者が常勤で当該事業所の管理業務に従事する計画となっているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 協力病院として近距離にある医療機関と確実な医療連携体制が確保される見込みがあるか。
<ul style="list-style-type: none"> 協力歯科診療機関として近距離にある歯科診療機関と確実な歯科医療連携体制が確保される見込みがあるか。 	

(評価基準)

審査項目	審査の視点
1. 法人の運営概念 (配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉の基本理念を十分理解し、熱意があるか。 ・ 特定施設入居者生活介護の果たすべき役割を認識し、意欲的に取り組む姿勢がみられるか。
2. 職員の確保・配置 (配点:15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の確保の見通しに確実性があるか。 ・ 認知症介護の専門知識を有する職員や、機能訓練指導員として常勤の理学療法士などを配置するなど、職員配置について特に優れた事項はあるか。 ・ 職員の定着や資質向上のための取り組みに優れた事項はあるか。 例) キャリアパス制度の導入、認知症介護・看取り介護の研修の実施、入居者の人権や尊厳に関する研修の実施 等
3. サービスの提供 (配点:25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要介護状態の軽減または悪化防止のための取り組みについて、具体化されているか。 ・ 入居者の要介護状態が悪化した場合や医療的ケアが必要になった場合について、具体的な対策があるか。 ・ 入居者とその家族との交流の機会の確保や、地域活動への参加など、家族・地域との積極的な連携は図られているか。 ・ 生活相談や苦情処理窓口の設置など、サービスに対する入居者の声を的確に把握する仕組みはあるか。 ・ 月額利用料及び入居一時金が一般の高齢者層に配慮した料金設定となっているか。
4. 安全衛生・防災等 (配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生・防災対応について、十分準備されているか。 例) 感染症対策・食中毒予防・災害対応等のマニュアル(又は案)等の用意 ・ 身体拘束や虐待防止への取り組みが具体化され、明確になっているか。
5. 立地条件等 (配点:15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な道路から施設への進入路は、緊急車両や施設訪問者の車両が円滑に通行できるものであるか。 ・ 入居者家族や施設訪問者の駐車場は余裕をもって確保されているか。 ・ 平地であるなど、徒歩や車椅子による外出の機会を促進する生活環境であるとともに、平穏な生活を維持できる環境か。
6. 実現性等 (配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達の方法や資金収支計画は適正に見込まれ、その財源が明示されているか。 ・ 市町村や隣接地権者等の理解が得られ、工程表等から、事業が確実に実現できる予定となっているか。
7. その他事業計画 (配点:15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自のサービスや特徴など、特に優れたところがあるか。 ・ 施設・設備面において入居者への配慮など、特に優れたところがあるか。